


諫早市中学校部活動在り方等に関する方針

令和5年10月26日

 諫早市教育委員会

目 次

■はじめに	… 1
1 本方針策定の趣旨等	… 2
<u>< I 学校部活動 ></u>	… 4
1 適切な運営のための体制整備	… 4
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	… 4
(2) 指導・運営に係る体制の構築	… 5
2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	… 7
(1) 適切な指導の実施	… 7
3 適切な休養日等の設定	… 9
(1) 休養日	… 9
(2) 活動時間	… 10
(3) 支援・指導、実施の徹底等	… 10
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	… 11
5 学校部活動の地域連携	… 12
<u>< II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 ></u>	… 14
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	… 14
(1) 休日の活動の在り方等の検討	… 14
(2) 検討体制の整備	… 15
(3) 段階的な体制の整備	… 16
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	… 16
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組	… 17
<u>< III 大会等の在り方の見直し ></u>	… 18
1 生徒の大会等の参加機会の確保	… 18
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 19
(1) 大会等への参加の引率	… 19
(2) 大会運営への従事	… 20
3 生徒の安全確保	… 21
4 市大会をはじめとする大会等の在り方	… 21
■終わりに	… 23

■はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、学校部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒にとって多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかしながら、諫早市における近年の学校部活動は、少子化による部員不足や競技の専門性を有した教員の不足など様々な課題を抱えており、これらの課題は学校現場だけで解決することが難しくなっている。
- 今後、諫早市においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を示し、また、長崎県教育委員会が「長崎県中学校学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示したことから、これらを踏まえた諫早市の方針を策定するものである。

1 本方針策定の趣旨等

(1) 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について、諫早市の考え方を示すものである。

(2) 本方針のうち「I 学校部活動」については、公立中学校（以下「中学校」という。）の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、諫早市の地域、学校、競技種目・分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

イ 生徒の発達段階に応じた適切な指導が重要であり、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」を十分に踏まえ、本人の意欲の向上のためにも、競技種目や分野等の特性に応じた適切な休養日及び活動時間を設定する。

ウ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで活力ある生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を涵養するとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

エ 学校全体として、前記ア～ウによる学校部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

①諫早市教育委員会は、スポーツ庁・文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国の総合的なガイドライン」という。）及び長崎県教育委員会が令和5年3月15日に策定した「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（以下「県のガイドライン」という。）に則るとともに、本方針参考として、持続可能な学校部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

②諫早市教育委員会は中学校に対して、本方針に基づく学校部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

(3) 諫早市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえ、本方針の見直しを行う。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の学校教育の一環としての活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 諫早市教育委員会は、「国の総合的なガイドライン」に則り、「県のガイドライン」を参考に、本方針を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 諫早市教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、外部指導者の状況等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

その際、学校部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な学校部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 諫早市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 諫早市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針¹」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 校長は、外部指導者を配置する等の指導体制の充実を図る。その際、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る活動方針」等に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、学校部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、国の制度や大会参加規程等の見直しを踏まえて、別途、県教育委員会及び諫早市教育委員会が定めることとする。

キ 諫早市教育委員会は、外部指導者等が、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関して定期において研修を行う。

ク 諫早市教育委員会は、外部指導者を確保しやすくするため、県教育委員会が整備する人材バンクの活用を支援する。

¹ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」等を活用し、適切な指導を行う。

諫早市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長、部活動顧問、外部指導者は、県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月25日付け4教体第201号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスに登録、リアルタイムに熱中症警戒アラートの情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

ウ 諫早市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

エ 運動部活動の指導者（部活動顧問、外部指導者）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部活動の指導者（部活動顧問、外部指導者）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 学校部活動の指導者（部活動顧問、外部指導者）は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を

培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究²も踏まえ、また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう³、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とすること。土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

² 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とことが示されている。

³ 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

ウ 家庭の日（毎月第3日曜日）及び長期休業日の学校閉庁日は学校部活動を実施しない日（ノー部活動デー⁴ノー大会デーノー発表デー）と位置付けること。また、公式大会（全国大会等）及び発表会を除き、大会及び発表会（地域の催し等も含む）に出場、参加しない日と位置付けること。

（2）活動時間

ア 1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 学校や地域、学校部活動の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

（3）支援・指導、実施の徹底等

ア 諫早市教育委員会は、1（1）に掲げる本方針の策定に当たっては、「国の総合的なガイドライン」に則り、また「県のガイドライン」を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

⁴ ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等

【例】文化部活動

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等

イ 諫早市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 諫早市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう配慮することに努める。

5 学校部活動の地域連携

ア 諫早市教育委員会及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術

環境の在り方等を協議する場を設ける。

イ 諫早市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、中学校間の合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることに努める。

ウ 諫早市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）、競技団体及びその他のスポーツ団体は、スポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、諫早市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、諫早市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係団体は、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 諫早市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 諫早市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。諫早市においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくものとする。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対し、学校部活動の地域移行の趣旨を丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。

イ 平日における環境整備については、少子化の中でも生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動を確保するために、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日

から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 諫早市は、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校部活動担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開するなど情報発信を行う。

イ 諫早市は、指導者の状況をはじめ市内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し提供するなど、広域的な調整や学校に対する助言・支援を行う。

ウ 諫早市は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが必要である。地域の実情に応じて、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署、スポーツ推進委員等との連携も考えられる。

エ 市スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

オ 諫早市競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、諫早市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

諫早市は、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方針を定めている。諫早市は、段階的に地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくことが必要であり、後記3の推進計画の策定等によ

り、休日の学校部活動を地域の実情に応じて、段階的に地域連携・地域移行を進める。その際、例えば、地域・学校によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

イ 諫早市は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域スポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 諫早市は、前記2を踏まえ、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。

一方、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防などの観点から、適切な休養日を確保することも重要であり、将来を担う生徒にとって、望ましい大会の在り方を整備していく必要がある。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、諫早市大会等において見直しを行う必要がある。

例えば、既に日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっている。あわせて、県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、令和5年度の「長崎県中学校総合体育大会」から、学校単位に加えて、地域スポーツクラブも参加ができるように決定している。県中体連主催の大会においては、今後の日本中体連の方針等を踏まえながら段階的に望ましい大会の在り方について検討していくとしている。

また、諫早市中体連においても、日本中体連及び県中体連の動向も踏まえながら、生徒が日頃親しんでいるスポーツの成果発表の場として、大会参加の機会の確保に努める。

イ 諫早市は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いや参加登録の在り方について、随時、実態に応じた見直しを図り、生徒にとって望ましい大会とする。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 諫早市教育委員会は、学校部活動における外部指導者の引率について、今後、国が示す事故等における管理責任や補償制度等の指針等を踏まえて検討していく。

イ 大会等の主催者は、諫早市教育委員会の外部指導者における大会引率の方針等を受け、生徒の安全確保等に留意しつつ、大会等の参加規定を見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ウ 諫早市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- エ 諫早市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。
- オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少ないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 市大会をはじめとする大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 諫早市中体連、諫早市中文連並びに、諫早市教育委員会は、協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、県教育委員会が定めた「学校単位で参加する大会等の見直しについて」（平成31年1月23日付、30教体第405号及び令和元年9月11日付、31教文第565号）に則り、運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めること。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、諫早市中体連並びに諫早市教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、生徒・保護者・指導者の負担や実情を踏まえ、適切な大会規模や日程等の在り方を検討する。また、原則、家庭の日（毎月第3日曜日）及び長期休業日における学校閉庁日に大会等の開催を行わないように努めること。

カ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

キ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

■終わりに

- 学校部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。
- スポーツ活動においては、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本県の競技力向上にもつながるものとする。
- 文化芸術活動においては、子どもたちが生涯にわたって文化芸術等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本県の文化芸術等の活動の活性化にもつながるものとする。
- 少子化が進む中、今後の学校部活動については、学校単位だけで運営することが厳しくなっており、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、地域で子どもを育てる視点が重要になってくる。
- 諫早市においては、令和4年9月に「諫早市部活動の地域移行在り方検討会」を設置し、今後の学校部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、諫早市が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきた。

- 諫早市や学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行の取組を進めることが望まれる。

- 諫早市教育委員会においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。